

沖縄市建設工事等競争入札心得

(平成 26 年 2 月 28 日決裁)

改正 平成 27 年 3 月 11 日決裁

(目的)

第1条 沖縄市発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）及び沖縄市契約規則（昭和 53 年沖縄市規則第 19 号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格等の取消)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに申し出なければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しなくなったとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。
- (3) 申請した区分又は種類等に必要な許可・登録等を失ったとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った一般競争入札等の参加資格を有する旨の確認及び指名競争入札の参加者の指名はこれを取り消すとともに、入札参加資格者の登録はこれを取り消す。

(入札等)

第3条 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書を規則で定める書式に必要な事項を記載し、記名押印（実印又は使用印鑑として届出をした印（以下「実印等」という。））のうえ、あらかじめ一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知書（以下「通知書等」という。）に示した日時及び場所において、封筒に入札参加者の氏名、入札件名及び入札日時を記載の上封書し、入札函に投入しなければならない。
- 3 入札者が所定の時刻に遅れたときは、入札は、これを認めない。ただし、他の入札者が初回の投入を終えていない間は、この限りでない。
- 4 郵送による入札は、原則として、これを認めない。ただし、契約担当者が特に認めた場合は、配達証明付き書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に入札参加者の氏名、入札件名及び入札日時を記載の上封書し、契約担当者あて提出するものとする。なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは、無効とする。

- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、入札参加者の記名押印（実印等）をもって代理人を指定した委任状を持参させなければならない。
 - 6 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
 - 7 入札者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 8 入札者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わず、当該入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - 9 入札書等の文字及び印影は明瞭であって、かつ消滅しないもので記載するものとする。（保存性、耐久性の低い筆記用具（以下「鉛筆等」という。）による記載は認めない。）
 - 10 入札書の金額については、算用数字を用い、その数字の直前に「円」を記入しなければならない。
 - 11 建設工事の入札参加者は、工事費等内訳書を提出しなければならない。
 - 12 入札者が、当該入札執行中に入札室を退室したときは、再入室を認めない。ただし、執行人が認めたときは、この限りではない。
 - 13 入札者が、当該入札執行中に携帯電話を使用することを認めない。また、私語等の行為はこれを禁止する。
- （入札の辞退）

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第1号）を契約担当者等に、直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 前項の規定によらず、正当な理由なく入札を欠席した者については、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）第2条の規定の対象とする場合がある。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならぬ。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
(入札の取りやめ等)

第6条 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 災害等その他やむをえない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、入札者が1人となったときは、当該入札を取りやめることができる。
(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (6) 記載事項の全部又は一部が鉛筆等により記載されている入札
- (7) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (11) 落札決定日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者のした入札
- (12) 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなった者のした入札(契約担当者が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。)
- (13) 入札公告等の定めに基づき契約担当者が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができない者のした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札
(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格（規則第31条において準用する同規則第17条第4項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をいう。以下同じ。）で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、沖縄市総合評価落札方式試行要領（平成19年12月19日決裁）及び配置予定技術者の事前確認事務処理要領（平成22年4月30日決裁）に基づいて実施する入札にあっては、各要領に規定する方法により落札者を決定する。

（再度入札）

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は2回とする。

- 2 前項の場合において、次の各号の一に該当するものについては、再度の入札への参加を認めない。
 - (1) 第7条各号の一に該当する入札をした者（第4号から第6号に該当する場合を除く）
 - (2) 最低制限価格未満の価格をもって入札した者
(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価方式においては落札候補者となるべき評価値の最も高い者）が2人以上あるときには、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第11条 落札者は、落札決定後速やかに次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払い保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の100分の10以上でなければならない。

(契約書の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印（実印等）し、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、市長に書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに、請書その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申し立て)

第13条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この心得は、平成26年4月1日以降に通知する入札より施行する。
- 2 この心得の施行の際、現に入札の通知をしているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月11日決裁)

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

入札辞退届
[別紙参照]